

各私立高・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

高等学校等就学支援金の申請等様式の改正及び就学支援金制度リーフレットの送付について（通知）

日頃から、私立高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な執行にご協力いただき、ありがとうございます。

標記について、文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室から下記のとおり通知がありましたので情報提供します。

記

1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「省令」という。）様式第 1 号（受給資格認定申請書兼収入状況届出書）の改正について

(1) 主な改正点

支給権者である都道府県が個人番号を利用した受給資格認定を行うことを可能とするための改正

- ・様式第 1 号（その 1）：個人番号を用いて受給資格認定を行う場合の様式改正
- ・様式第 1 号（その 2）：課税証明書を用いて受給資格認定を行う場合の様式改正

(2) 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、都道府県が個人番号を取得した場合、情報提供ネットワークシステムを使用して、市町村民税所得割額を取得することが平成 29 年 7 月から可能となるため

(3) 改正時期

平成 29 年 4 月 1 日施行（予定）

2 就学支援金制度リーフレットについて

文部科学省作成の就学支援金制度リーフレット（改訂版）を送付しますので、新入生への周知等に活用いただき、制度に対する質問や誤解、不申請の防止にお役立てください。

改正案を踏まえた本府の新様式第 1 号について

本府では、マイナンバーを利用した就学支援金の申請事務を平成 31 年 4 月から開始する方向で検討しています。このため、平成 29 年度の申請等の手続きには省令改正（案）中の様式第 1 号（その 2）を踏まえた、本府の新様式第 1 号（別添）を使用してください。なお、省令改正後には、改めて、改正内容をお知らせします。

また、新様式第 1 号については、省令改正前のため（案）としていますが、使用する際には、（案）を削除して使用してください。

平成 28 年度様式を既に生徒に配付している場合は、可能な限り差替えていただきますようお願いいたします。

(添付資料)

①省令様式第1号、②省令様式第1号(新旧対照表)、③本府の新様式第1号、④本府の新様式第1号(新旧対照表)、⑤就学支援金制度リーフレット

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 担当：橋本・山角

電話 06-6210-9274